# 規制の事前評価書

| | |
|---|---|
| 政策の名称 | 漁業協同組合の事業再編に伴う規定の整備 |
| 担当部局 | 水産庁漁政部水産経営課　電話番号：03-6744-2345 |
| 評価実施時期 | 平成19年11月 |
| 規制の目的、内容及び必要性等 | （第３条関係）<br>規制の目的及び必要性：漁業信用基金協会（以下「基金協会」という。）のうち、２以上の都道府県の区域をその区域とするもの（以下「業種別基金協会」という。）の会員資格については、中小漁業融資保証法（昭和27年法律第346号。以下「中融法」という。）第10条第２項の規定により、特定漁業（政令で定める遠洋かつお・まぐろ漁業等であって当該基金協会の定款で定めるもの）を営む漁業協同組合等に限ることができることとされている。<br>昨今、漁業協同組合等の販売事業の分社化などが進み、特定漁業を営む漁業協同組合等の子会社についても業種別基金協会の会員資格を与えることが特定漁業の振興に資することから、第166回国会において成立した水産業協同組合法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律（平成19年法律第78号。以下「改正法」という。）による中融法の一部改正により、業種別基金協会の会員資格が拡大され、追加される団体の細目については政令に委任されることとされたところである。このため、所要の規定の整備を行うものである。<br><br>規制の内容：業種別基金協会の会員として追加されることとなった団体の要件として、中融法の委任に基づき、以下のとおり定める。<br>１．特定漁業の振興を目的とする社団法人であって、中融法第10条第２項第１号から第４号までに掲げる者が総社員の表決権の過半数を有しているもの<br>２．特定漁業の漁獲物の保蔵、運搬、販売等の事業を主たる事業として営む会社であって、中融法第10条第２項第１号から第４号までに掲げる者が、株式会社にあっては総株主の議決権の過半数を有し、持分会社にあっては業務を執行する社員の過半を占めているもの<br>３．特定漁業の振興を目的とする法人でない団体であって、中融法第10条第２項第４号に掲げる者がその主たる構成員となっており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣及び財務大臣の定める事項についてそれらの定める基準に従った規約を有しているもの<br><br>（第６条関係）<br>規制の目的及び必要性：改正前の中融法において、基金協会の基金の預入先については、信用事業を行う漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）等に限定され、信用事業を行う漁業協同組合は対象となっていない。しかしながら、漁協系統の信用事業体制の強化の観点から、漁業協同組合の信用事業を信漁連に譲渡するだけでなく、信漁連の信用事業を都道府県区域をその区域とする漁業協同組合（いわゆる一県一漁協）に包括承継するといった事例が見られており、このような場合に基金協会の基金の預入先についてこうした漁業協同組合を対象とするため措置したものである。<br>中融法の改正により、基金協会の基金の預入先として信用事業を行う漁業協同組合を追加するに当たり、基金 |

<table>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2">の管理の安定性の観点から、政令で定める一定の事業規模に達しない漁業協同組合を除くこととされたことから、所用の規定の整備を行うものである。<br><br>規制の内容：基金協会の基金の預入先として信用事業を行う漁業協同組合を追加するに当たり、一定の事業規模として、事業年度の開始の時における貯金及び定期積金の合計額が50億円であることを定める。</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td>法令の名称・関連条項とその内容</td><td>中小漁業融資保証法施行令（昭和28年政令第16号）第３条（二以上の都道府県の区域をその区域とする漁業信用基金協会の会員たる資格）及び第６条（基金の預入先等とならない漁業協同組合の基準）</td></tr>
<tr><td colspan="2">想定される代替案</td><td colspan="2">法律の委任に基づき規制の細目を定めるものであるため、代替案は想定されない。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">規制の費用</td><td></td><td>費用の要素</td><td>代替案の場合</td></tr>
<tr><td>（遵守費用）</td><td>（第３条関係）<br>規制の緩和に係るものであるため、遵守費用は想定されない。<br>（第６条関係）<br>規制の緩和に係るものであるため、遵守費用は想定されない。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>（行政費用）</td><td>（第３条関係）<br>追加的な行政費用は想定されない。<br>（第６条関係）<br>追加的な行政費用は想定されない。</td><td>－</td></tr>
<tr><td>（その他の社会的費用）</td><td>（第３条関係）<br>その他の社会的費用は想定されない。<br>（第６条関係）<br>その他の社会的費用は想定されない。</td><td>－</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">規制の便益</td><td>便益の要素</td><td>代替案の場合</td></tr>
<tr><td>（第３条関係）<br>業種別基金協会の会員要件を見直すことにより、新たに会員となることのできる子会社等の当事者の便益として、業種別基金協会から債務の保証を受けることができるようになる。<br><br>（第６条関係）<br>基金の預入先等に信用事業を行う漁協を追加することにより、基金協会の当事者の便益</td><td>－</td></tr>
</table>

| | | |
|---|---|---|
| | として、一県一漁協体制となっている県（平成18年９月現在で６県。）や、今後信漁連の信用事業の包括承継を予定している県においても、引き続き漁協系統金融機関への預金により基金を管理することが可能となる。 | |
| | （第３条関係）<br>　業種別基金協会の会員要件を見直すことによる社会的便益として、保証対象の拡大による業種別基金協会の経営の安定が期待され、保証保険制度全体の安定及び中小漁業者等への信用補完の維持が図られる。<br><br>（第６条関係）<br>　基金の預入先に信用事業を行う漁協を追加することによる社会的便益として、基金の安定的な管理による基金協会の経営の安定が期待され、保証保険制度全体の安定及び中小漁業者への信用補完の維持が図られる。 | ー |
| 政策評価の結果<br>（費用と便益の関係の分析等） | 　費用の発生はなく、一定の便益が認められる。 | |
| 有識者の見解その他関連事項 | ー | |
| レビューを行う時期又は条件 | 平成25年 | |
| 備考 | ー | |